

令和 8 年 度

答 申

令和 8 年 5 月 2 9 日

宮崎県教科用図書選定審議会

Ⅰ 小学校及び中学校（県立以外）、義務教育学校用教科用図書について

（Ⅰ）採択の在り方について

（本年度の採択）

ア 小学校、義務教育学校（前期課程）用の教科用図書については、本年度採択替えを行わない年であることから、令和５年度に採択したものと同一の教科用図書を採択すること。

イ 中学校、義務教育学校（後期課程）用の教科用図書については、本年度採択替えを行わない年であることから、令和６年度に採択したものと同一の教科用図書を採択すること。

（次年度以降の採択・採択替えに向けての計画的な準備等）

ウ 県教育委員会は、各採択地区協議会に対して、今後の教科用図書採択の予定について周知するとともに、積極的に情報収集・提供に努めること。

また、各採択地区協議会は、特に、来年度採択替えが行われる小学校用教科用図書採択に向け、計画的に準備を進めること。

2 県立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書について

(1) 採択の在り方について

（本年度の採択）

ア 中学校用の教科用図書については、本年度採択替えを行わない年であることから、1の（1）イに準じ、適切に採択を行うこと。

3 小学校及び中学校、義務教育学校の特別支援学級用教科用図書について

(1) 採択の基本的な考え方について

(本年度の採択)

ア 小学校及び中学校、並びに義務教育学校の特別支援学級において使用する教科用図書は、本答申のⅠにより採択されたものと同一の教科用図書を使用すること。

ただし、小学校及び中学校、並びに義務教育学校の特別支援学級の児童生徒の実態により、市町村教育委員会は、文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校用教科用図書を採択することができる。

(一般図書の採択について)

イ 前項アにより採択することが適当でない場合に限り、市町村教育委員会は、特例として学校教育法附則第9条に基づき、一般図書を教科用図書として採択することができる。

(2) 学校教育法附則第9条に基づく教科用図書採択の基準について

ア 小学校及び中学校、並びに義務教育学校の特別支援学級の教育目標の達成及び内容の指導に当たって有効であること。

イ 児童生徒の障がいの状態及び特性等の観点から効果的に編集されており、指導に当たって有効であること。

ウ 内容の表記が分かりやすく、文字や絵・図等の大きさや配置及び印刷の鮮明さ等、編集の全般にわたって適切であること。

エ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書であり、しかも、児童生徒に親しまれるものであること。

(3) 採択の方式について

ア 本答申のⅠにより採択されたものと同じ教科用図書を採択する場合は、採択地区内にある採択地区協議会において、選定された教科用図書と同一の教科用図書を採択すること。

また、小学校、義務教育学校（前期課程）用の教科用図書の採択については、本年度採択替えを行わない年であることから、令和5年度に採択したのと同じ教科用図書を採択すること。中学校、義務教育学校（後期課程）用の教科用図書については、本年度採択替えを行わない年であることから、令和6年度に採択したのと同じ教科用図書を採択すること。

イ 各学校の特別支援学級において、在籍する児童生徒の実態に応じて前項アに示す教科用図書が適当でないと判断された場合、市町村教育委員会は、校内の審議内容を踏まえ特別支援学校用教科用図書又は一般図書を採択すること。

- ウ 使用する教科用図書を一般図書の中から採択する場合には、次によること。
- 採択の対象とする一般図書は、本答申の３(２)に示した「学校教育法附則第９条に基づく教科用図書採択の基準について」によるものとし、文部科学省の「一般図書一覧」の中から、教科の主たる教材として教育目標達成上、有益で適切なものを採択すること。

4 特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について

(1) 採択の基本的な考え方について

(本年度の採択)

ア 特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書は、本答申のⅠにより採択されたものと同じ教科用図書を原則として採択すること。

ただし、特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒の実態により、文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校用教科用図書を採択することができる。

(一般図書の採択について)

イ 前項アにより採択することが適当でない場合に限り、特例として学校教育法附則第9条に基づき、一般図書を教科用図書として採択することができる。

(2) 学校教育法附則第9条に基づく教科用図書採択の基準について

ア 特別支援学校の小学部及び中学部の教育目標の達成及び内容の指導に当たって有効であること。

イ 児童生徒の障がいの状態及び特性等の観点から効果的に編集されており、指導に当たって有効であること。

ウ 内容の表記がわかりやすく、文字や絵・図等の大きさや配置及び印刷の鮮明さ等、編集の全般にわたって適切であること。

エ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書であり、しかも、児童生徒に親しまれるものであること。

(3) 採択の方式について

ア 本答申のⅠにより採択されたものと同じ教科用図書を採択する場合、県教育委員会は、採択地区内にある採択地区協議会において選定された教科用図書と同一の教科用図書を原則として採択すること。

ただし、視覚障がい者への教育を主として行う特別支援学校においては、点字教科用図書を発行している発行者の教科用図書を中心に採択することや、児童生徒の障がいの状態及び特性等に応じて、採択地区内にある採択地区協議会において選定された教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

イ 県教育委員会は、採択終了後、採択した教科用図書の種類及び採択の理由、調査研究の資料等を公表するなど、採択に関する情報の公開に努め、開かれた採択を推進すること。

ウ 各特別支援学校において、在籍する児童生徒の実態に応じて前項アに示す教科用図書が適当でないと判断された場合、県教育委員会は校内での審議内容を踏まえ特別支援学校用教科用図書又は一般図書を採択すること。

エ 使用する教科用図書を一般図書の中から採択する場合には、次によること。

- ① 調査研究・選定に当たっては、校内に選定委員会を位置付けること。
- ② 校内の選定委員会では、各学校の実情に合わせて、具体的な観点や視点を設定し、調査研究の充実を図ること。
- ③ 各学校は、校内の選定委員会で十分審議・検討した上で、希望教科用図書を種目ごとに１種選定し、県教育委員会に申請すること。
- ④ 各学校は、申請する際、県教育委員会が示す様式にしたがって、学校が目指す児童生徒像や指導上重視すべき事項を加味しながら選定希望理由が明確になるよう記載すること。併せて、各教科の調査研究を行うために作成した資料や記録等を整備すること。
- ⑤ 県教育委員会は、各学校が申請した希望教科用図書について審査し、各学校ごとに教科用図書を採択すること。

5 採択の公正性、透明性について

（教科用図書採択に関する情報の積極的な公表）

ア 県教育委員会及び市町村教育委員会は、教科用図書の採択結果及び採択理由について、引き続き積極的な公表に努めること。

また、議事録及び研究資料等についても、積極的な公表に努めるとともに、より一層の内容の充実を図るなど、採択に関する説明責任を果たすよう努めること。

（教科用図書発行者との関係についての教職員への周知）

イ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、教科用図書採択における公正性・透明性を確保する観点から、教科用図書の著作・編集活動に一定の協力を行う際の手続き等については、法令や各自治体が定める条例・規則等に従う必要がある旨の周知を行うなど、教科用図書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての教職員に対して指導を徹底するよう努めること。